

令和5年度 蒲池中学校いじめ防止基本方針

柳川市立蒲池中学校

1 はじめに

いじめ防止対策推進法が制定され、いじめの定義が平成25年に改訂。それから10年が経とうとしている。その定義に照らして生徒のいじめを未然に防いだり問題解決に取り組んだりするが、ここで改めて、この法の目的について示す。その目的は、

「児童等の尊厳を保持するために、いじめの早期発見と重大化防止すること」である。

つまり、いじめの被害を受けている生徒を一刻も早く安心させると共に、未来においても「個人の尊厳の大切さ」を持ち続けることにつなげるために制定された。

この上にあたって、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

< いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条） >

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。具体的に言えば、精神的な（心の）苦痛とは「加害者の心理的、物理的な攻撃により、被害を受けた生徒が、辛い、悲しい、学校に行きたくない」と思うことである。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「生徒は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

平成29年に国の基本方針の改定が行われ、改めて学校のいじめ対応の基本的な在り方が示された。重点事項は次のとおり。

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)、という二つの要件が満たされていることを指す。
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、生徒相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止のための実効性のある組織

(1) いじめ防止対策委員会

本会はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導部、スクールカウンセラーを構成員とする。同委員会を定期的（月一回アンケート実施後）に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめ等が発見された場合は、関係職員を加え臨時に開催し、早期対応にあたる。

(2) いじめ対策委員会

①組織

校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・補導担当教諭・養護教諭・PTA会長・副会長・家庭教育委員長・SC・SSWをもって構成する。

②問題発生の際

- ・緊急に実態把握及び指導体制、問題解決等の方針を話し合う対策委員会を開く。
- ・対策委員会による実態把握及び指導体制、問題解決等の方針を全職員に共通理解を図る会議を行い、その職員会議をもって生徒及び保護者、他機関への対応・方針を考える。
- ・生徒への継続指導及び保護者、他機関への対応は、校長の指導のもと対策委員会及び関係職員で行う。

3 未然防止・早期発見・早期対応・重大事態対処における適切な対応

(1) いじめの未然防止の取組

① いじめの定義，事案，いじめを行った場合の学校及び警察の対応についての周知

年度当初（いじめアンケートを実施する前）に全校朝会又は学年集会において、生徒指導担当から、具体的ないじめの言動等について説明を行う。特に触法に関する事例にあるようなことを行った場合の学校や警察の対応について伝えておく。また、保護者についても学校便りやHPにて公表しておく。

② 体罰によらない指導の徹底

「教師に暴力（言葉による暴力を含む）が許されるならば自分にも許される」等誤った認識の植え付けをしない。生徒に体罰をして生徒を成長させたいという思いには、成長は共になされるものという感覚が欠如している。

③ 共感的な人間関係，安全・安心な風土の醸成，わかる授業づくり

- ・自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を築くようにする。
- ・お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、生徒自らがつくり上げるようにする
- ・「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」「他者と関わることのよさ」が実感できる授業実践に努める。
- ・基礎基本の確実な定着に向けた個に応じた指導の充実を図る。
- ・生徒と教師で決めた学習ルール（時間を守る、授業中の姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方など）を遵守させる。

④ 道徳教育の充実

- ・人間に対する多面的な理解を図る中で、いじめ問題を様々な人の立場から検証し、全

体像を把握し、いじめ防止への共感的理解を深める。

⑤ 自分の意見や考えを表現

- ・嫌なことは「いや」、やりたいことは「やりたい」と自分の意思表示をしっかりとできるようにすること。このことが、いじめ被害者を出さないこと、自他の理解を深め、絆を強めることにつながる。

⑥ 特別活動の充実

- ・班会議、班長会、学級会という学級経営手法を活用し、生徒の学級づくりへの関与を高め、生徒の自己有用感、自己肯定感を高め、さらに、生徒同士の理解を深め、一人一人の生徒の居場所をつくっていく。
- ・考え方の違いに気付かせる活動を取り入れ、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。
- ・生徒会執行部と学習生活委員会を中心に生徒の手によるいじめ撲滅を図る。

⑦ 体験活動の充実

他者とのかかわり、コミュニケーション能力を養う体験活動を体系的・計画的に実施する。

⑧ 部活動への参加促進

- ・異学年により構成され、継続的に行われる部活動において、一生懸命努力する姿勢や社会性を身に付ける。このことにより、いじめ問題の発生を抑制する。勝利至上主義ではなく、様々な役割に焦点を当て、自己有用感や生徒の居場所づくりに力を入れる。

⑨ インターネットへの対応

生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

※ SOSを出す… 日常の会話や日記・アンケートや聞き取り等での SOS の出し方について指導しておく。

① アンケート調査の実施

- ・毎月1回のアンケートを実施する。なお、アンケート結果は当該学年が高校卒業まで保管する。
- ・年3回は無記名で行う。

② 教育相談の実施

- ・定期、不定期に教育相談を実施し、生徒から情報収集をする。

③ 班長会の実施

- ・班長会で学級の現状を評価させ、その中で、いじめを受けている生徒の存在について情報を収集する。

④ 保護者・地域の協力

- ・いじめは、教師に見つからないように行われることを保護者・地域に理解してもらい、うわさ程度でも情報を寄せていただくよう依頼する。

⑤ 職員間の情報共有

- ・週1回の生徒指導部会で各学年から情報を集約、対策を検討する。この時、各学年で生徒指導部会資料を作成し各学年のフォルダに保存し、職員全員が生徒指導の情報に触れることができるようにする。緊急に対応する事例については、職員朝会などで情報を共有し、同一歩調で対策にあたる。

⑥ 生徒指導情報交換会

- ・年度当初に生徒指導部会で情報交換を開催し、生徒指導上や健康面、学習面での配慮について個別にきめ細やかに検討する。

(3) いじめに対する早期対応

- ① 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合、速やかに管理職に報告する。
- ② いじめに関する情報を得た場合、校長は速やかに、いじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後、「いじめ状況報告書」により報告する。
- ③ いじめの事実が確認された場合、まず、いじめをやめさせる。次に、その対応をいじめ防止対策委員会が中心となって決定する。
- ④ 校長は、指導後もいじめが継続されると考えられる場合、または、いじめ被害者が加害者と同じ教室にいることで不安感を抱く場合、加害生徒を他教室で学習させる等、被害生徒の安全・安心に配慮する。

(4) いじめ重大事態への対応

① 重大事態の定義

ア いじめにより、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

② 重大事態への対応

ア 学校は、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ（重大事態を含む）については、速やかに教育委員会及び警察と緊密な連携のもと対処する。4 文科初第 2121 号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（令和 5 年 2 月 7 日通知文）」より、原則として以下のような事例については、警察（柳川警察署スクールサポーター0944-74-0110）に相談又は通報する。

<暴行>

- ・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす

<傷害>

- ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。

<恐喝>

- ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

<窃盗>

- ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。

<器物損壊>

- ・自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。

<強要>

- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

<脅迫>

- ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

<名誉毀損，侮辱>

- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。

この他にも、児童ポルノ提供等、自殺関与、強制わいせつ等もある。

イ いじめ防止対策委員を中核に、教育委員会・警察と連携して以下の事項に留意し初期調査を実施する。

- 重大事件に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査に実施にあたっては、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先として調査を行う。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ、調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置をとる。
- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 触法に当たるいじめ行為の事実があった場合は市教委に報告後、警察への相談・連絡を行う。その他、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対処や同種の事態発生を防止するためのものであるとの認識の上、市教委やSVなどに指導助言をもらいながら事実確認・対処等を慎重に行う。
- いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・ いじめた生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかにやめさせる。
 - ・ いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援を行う。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。

エ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

4 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

(1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。（いじめ防止対策推進法の理解のための研修，外部指導者を招いての研修，生活指導に関する校外での研修の推進）

(2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

P T Aの会合等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを説明（学習）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

5 いじめ防止の年間計画

いじめ防止対策委員会が中核となつて行う会議の開催時期，校内研修等の開催時期，その他，個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。【別表】

6 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価、改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。（※令和7年度に再検討）

7 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携して、いじめ防止の取組を推進するための広報に努める。